

# 兵庫県立大学大学院学則

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）**
  - 第2章 学年、学期、休業日、標準修業年限及び在学年限（第5条—第7条）**
  - 第3章 教育課程及び履修方法等（第8条—第17条）**
  - 第4章 入学、転学、転研究科、転専攻及び修了（第18条—第30条）**
  - 第5章 休学、復学、退学、除籍及び再入学（第31条・第32条）**
  - 第6章 賞罰（第33条）**
  - 第7章 学生寮（第34条）**
  - 第8章 科目等履修生等（第35条）**
  - 第9章 外国人留学生（第36条）**
  - 第10章 授業料及び入学料等（第37条）**
  - 第11章 雜則（第38条）**
- 附則**

## 第1章 総 則

### （目的）

**第1条** 兵庫県立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、文化の発展に寄与することを目的とする。

### （研究科）

**第2条** 本大学院に、社会科学研究科、工学研究科、理学研究科、環境人間学研究科、看護学研究科、情報科学研究科、地域資源マネジメント研究科、減災復興政策研究科及び緑環境景観マネジメント研究科を置く。

2 研究科の専攻及び定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程・修士課程・専門職学位課程		博士後期課程		一貫制博士課程		
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	3年次 編入	収容定員
社会科学研究科	経済学専攻	12	24	5	15	—	—	—
	経営学専攻	5	10	5	15	—	—	—
	グローバルビジネス専攻	9	18	—	—	—	—	—
	会計専門職専攻	20	40	—	—	—	—	—
	経営専門職専攻	45	90	—	—	—	—	—
	小計	91	182	10	30	—	—	—
工学研究科	電気物性工学専攻	25	50	3	9	—	—	—
	電子情報工学専攻	25	50	4	12	—	—	—
	機械工学専攻	25	50	3	9	—	—	—
	材料・放射光工学専攻	25	50	4	12	—	—	—
	応用化学専攻	25	50	3	9	—	—	—
	化学工学専攻	25	50	3	9	—	—	—
	小計	150	300	20	60	—	—	—
理学研究科	物質科学専攻	32	64	11	33	—	—	—
	生命科学専攻	28	56	9	27	—	—	—
	小計	60	120	20	60	—	—	—
環境人間学研究科	環境人間学専攻	30	60	6	18	—	—	—
看護学研究科	看護学専攻	25	50	4	12	—	—	—
情報科学研究科	データ計算科学専攻	80	160	14	42	—	—	—
地域資源マネジメント研究科	地域資源マネジメント専攻	12	24	2	6	—	—	—
減災復興政策研究科	減災復興政策専攻	12	24	2	6	—	—	—
緑環境景観マネジメント研究科	緑環境景観マネジメント専攻	20	40	—	—	—	—	—
	計	480	960	78	234	—	—	—

3 研究科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、研究科規程で定める。

### (課程)

**第3条** 研究科（緑環境景観マネジメント研究科を除く。）に博士課程を、社会科学研究科に修士課程を、社会科学研究科及び緑環境景観マネジメント研究科に専門職学位課程（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 99 条第 2 項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）を置く。

- 2 博士課程は、前期の課程（以下「博士前期課程」という。）、後期の課程（以下「博士後期課程」という。）及び一貫制博士課程に区分する。
- 3 博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。
- 4 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 5 博士後期課程及び一貫制博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。
- 6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うことを目的とする。

### (職員組織)

**第4条** 本大学院に、教授、准教授、講師、助教、助手及び職員を置く。

## 第2章 学年、学期、休業日、標準修業年限及び在学年限

### (学年、学期及び休業日)

**第5条** 兵庫県立大学学則（以下「大学学則」という。）第5条第1項、第6条第1項及び第7条の規定は、本大学院の学年、学期及び休業日について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、社会科学研究科グローバルビジネス専攻の9月入学者選抜により入学する者にあっては、学年は9月20日に始まり、翌年9月19日に終わる。また、当該専攻の学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

### (標準修業年限)

**第6条** 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程及び博士後期課程の標準修業年限はそれぞれ2年及び3年とする。ただし、一貫制博士課程は5年とする。

2 修士課程の標準修業年限は2年とする。

3 専門職学位課程の標準修業年限は2年とする。ただし、教育上の必要があると認められるときは、研究科規程その他の規程の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

### (在学年限)

**第7条** 研究科の在学年限は、博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程においては4年、博士後期課程においては6年を超えることができない。ただし、前条第3項ただし書の規定により2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分の在学年限は、当該標準修業年限の2倍の期間を超えることができない。

2 一貫制博士課程の在学年限は10年とする。

## 第3章 教育課程及び履修方法等

### (授業及び研究指導等)

**第8条** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。ただし、専門職学位課程においては、授業科目の授業その他当該研究科の定める教育課程によって教育を行うものとする。

2 授業の方法については、大学学則第10条の3第3項及び第4項の規定を準用する。

**(単位の計算、単位の授与及び成績の評価)**

**第9条** 大学学則第11条から第13条までの規定は、単位の計算、単位の授与及び成績評価について準用する。

**(他の研究科又は学部の授業科目の履修)**

**第10条** 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の意見を聴いた上で、学生に他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により、学生が、履修した授業科目について修得した単位については、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

**(他大学院における授業科目の履修等)**

**第11条** 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）と本大学院との協議に基づき、教授会等の意見を聴いた上で、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程においては、当該研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えない範囲とする。

**(他大学院等における研究指導)**

**第12条** 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院、研究所その他別に定める機関（以下これらを「大学院等」という。）と本大学院との協議に基づき、教授会等の意見を聴いた上で、学生に大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。この場合において、博士前期課程又は修士課程の学生について、当該研究指導を受けさせる場合は、その期間は1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により受けた研究指導については、本大学院で受けた研究指導とみなす。
- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学院等において必要な研究指導を受けようとする場合について準用する。

**(教育方法の特例)**

**第13条** 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

**(他大学院学生の受け入れ)**

**第 14 条** 学長は、本大学院に他大学院学生を受け入れることができる。他大学院学生の受け入れについては、研究科規程その他の規程で定める。

**(入学前の既修得単位の認定)**

**第 15 条** 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会等の意見を聴いた上で、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、15 単位を超えないものとする。  
ただし、第 11 条第 2 項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程においては、転学等の場合を除き、第 11 条第 3 項の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとする。

**(長期にわたる教育課程の履修)**

**第 16 条** 学長は、学生が、職業を有している等の事情により、第 6 条の規定にかかわらず標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教授会等の意見を聴いた上で、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

**(教育課程及び履修方法に関する研究科規程等への委任)**

**第 17 条** この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数及び履修方法については、研究科規程その他の規程で定めるところによる。

**第 4 章 入学、転学、転研究科、転専攻及び修了要件**

**(入学の時期)**

**第 18 条** 大学学則第 18 条の規定は、本大学院の入学の時期について準用する。

**(入学資格)**

**第 19 条** 博士前期課程、修士課程、一貫制博士課程又は専門職学位課程に入学するとのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 大学（学校教育法第 83 条に定める大学をいう。以下同じ。）を卒業した者

- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項により学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者
  - (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者
  - (10) 大学に 3 年以上在学した者で、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
  - (11) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認めた者
  - (12) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者

**(入学志願の手続)**

**第20条** 大学院学則第20条の規定は、本大学院の入学志願の手続について準用する。

**(入学許可及び入学許可の取消し)**

**第21条** 大学院学則第21条及び第22条の規定は、入学許可及び入学許可の取消しについて準用する。

**(転学)**

**第22条** 学生は、他の大学院に転学を希望するときは、学長の許可を得なければならない。

- 2 学長は、他の大学院学生で本大学院に転学を希望する者については、教授会等の意見を聴いた上で、相当年次に転学を許可することがある。
- 3 前2項に規定するもののほか、転学に関して必要な事項は、別に定める。

**(転研究科)**

**第23条** 学長は、学生が、転研究科を希望する旨を申し出たときは、当該学生の所属研究科及び志望研究科の教授会等の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転研究科に関して必要な事項は、別に定める。

**(転専攻)**

**第 24 条** 学長は、学生が、他の専攻に転専攻を希望する旨を申し出たときは、教授会等の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、転専攻に関して必要な事項は、別に定める。

(博士前期課程又は修士課程の修了要件)

**第 25 条** 博士前期課程又は修士課程の修了には、当該課程に 2 年以上在学し、研究科規程その他の規程の定めるところにより、所定の授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、特に優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、博士前期課程又は修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 第 15 条第 1 項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1 年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

4 修士論文の審査及び最終試験については、研究科規程その他の規程で定める。

(専門職学位課程の修了要件)

**第 26 条** 専門職学位課程の修了には、当該課程に 2 年（2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該修業年限）以上在学し、研究科規程その他の規程の定めるところにより、所定の授業科目を修得することを必要とする。

2 第 15 条第 1 項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認める者ときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、当該課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも 1 年以上在学するものとする。

(博士後期課程の修了要件)

**第 27 条** 博士後期課程の修了には、当該課程に 3 年以上在学し、研究科規程その他の規程で定めるところにより、所定の授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲

げる年数以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し当該課程を修了した者 1年
- (2) 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程に2年未満在学し当該課程を修了した者 博士前期課程又は修士課程における在学期間を含めて3年
- 2 前項の規定にかかわらず、第19条第2項のいずれかに該当する者が、博士後期課程に入学した場合における当該課程の修了には、当該課程に3年以上在学し、博士後期課程授業科目について、研究科規程その他の規程で定める授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 博士論文の審査及び最終試験については、研究科規程その他の規程で定める。

#### (一貫制博士課程の修了要件)

**第28条** 一貫制博士課程の修了には、当該課程に5年以上在学し、研究科規程その他の規程で定めるところにより、所定の授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、在学期間に關しては、特に優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程に2年以上在学し当該課程を修了した者 1年
- (2) 博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程に2年未満在学し当該課程を修了した者 博士前期課程又は修士課程における在学期間を含めて3年
- 2 前項の規定にかかわらず、第19条第2項のいずれかに該当する者が、一貫制博士課程に入学した場合における当該課程の修了には、当該課程に3年以上在学し、一貫制博士課程授業科目について、研究科規程その他の規程で定める授業科目を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 第1項で規定する在学期間に關しては、第25条第3項の規定を適用する。
- 4 博士論文の審査及び最終試験については、研究科規程その他の規程で定める。

#### (課程の修了認定)

**第29条** 学長は、本大学院において、博士前期課程又は修士課程の修了要件を満たした者について、教授会等の意見を聴いた上で、課程の修了を認定する。

- 2 学長は、本大学院において、専門職学位課程の修了要件を満たした者について、教

授会等の意見を聴いた上で、課程の修了を認定する。

- 3 学長は、本大学院において、博士後期課程及び一貫制博士課程の修了要件を満たした者について、教授会等の意見を聴いた上で、課程の修了を認定する。

#### (学位)

**第 30 条** 学長は、本大学院において、博士前期課程又は修士課程を修了した者について、教授会等の意見を聴いた上で、修士の学位を授与する。

- 2 学長は、本大学院において、専門職学位課程を修了した者について、教授会等の意見を聴いた上で、専門職学位を授与する。
- 3 学長は、本大学院において、博士後期課程及び一貫制博士課程を修了した者について、教授会等の意見を聴いた上で、博士の学位を授与する。
- 4 前3項に規定するもののほか、学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

### 第 5 章 休学、復学、退学、除籍及び再入学

#### (休学及び復学)

**第 31 条** 大学学則第 30 条の規定は、学生の休学及び復学について準用する。この場合において、同条第 4 項中、「3 年」とあるのは「博士前期課程、修士課程又は専門職学位課程にあっては 2 年、博士後期課程にあっては 3 年、一貫制博士課程にあっては 5 年」と読み替えるものとする。

#### (退学、除籍及び再入学)

**第 32 条** 大学学則第 31 条から第 33 条までの規定は、学生の退学、除籍及び再入学について準用する。

### 第 6 章 賞 罰

#### (表彰及び懲戒)

**第 33 条** 大学学則第 34 条及び第 35 条の規定は、学生に係る表彰及び懲戒について準用する。

### 第 7 章 学生寮

#### (学生寮)

**第 34 条** 大学学則第 36 条の規定は、本大学院の学生寮について準用する。

### 第 8 章 科目等履修生等

#### (科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生及び研修員)

**第 35 条** 大学学則第 37 条から第 41 条までの規定は、科目等履修生、特別聴講生、聴

講生、研究生及び研修員について準用する。

- 2 この章に定めるもののほか、大学院学則のうち必要な規定は、科目等履修生、特別聴講生、聴講生、研究生及び研修員について準用する。

## 第9章 外国人留学生

(外国人留学生)

**第36条** 学長は、外国人で留学のため、本大学院へ入学を願い出る者があるときは、教授会等の意見を聴いた上で、これを外国人留学生として許可することができる。

- 2 この章に定めるもののほか、大学院学則のうち必要な規定は、外国人留学生について準用する。

## 第10章 授業料及び入学料等

(授業料及び入学料等)

**第37条** 大学学則第45条の規定は、授業料及び入学料等について準用する。

## 第11章 雜 則

(補則)

**第38条** この学則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則 (平成25年6月14日改正)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年6月14日から施行する。  
(経過措置)
- 2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における経営研究科経営専門職専攻の入学定員及び収容定員並びに全研究科の定員の計については、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程・修士課程・専門職学位課程	
		入学定員	収容定員
経営研究科	経営専門職専攻	40	80
	計	384	768

### 附 則 (平成26年3月5日改正)

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 27 年 2 月 4 日改正)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 27 年 2 月 12 日改正)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 28 年 3 月 2 日改正)

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 28 年 3 月 29 日改正)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 29 年 3 月 1 日改正)

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 30 年 11 月 14 日改正)

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 生命理学研究科ピュロジーエンジニアリング専攻は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成 31 年度から平成 34 年度における生命理学研究科生命科学専攻及び生命理学研究科ピュロジーエンジニアリング専攻の収容定員は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程名	収容定員			
			平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
生命理学研究科	生命科学専攻	博士前期課程	45	56	56	56
		博士後期課程	9	9	15	21
	ピュロジーエンジニアリング専攻	一貫制博士課程	36	26	16	8

**附 則** (平成 30 年 12 月 5 日改正)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 31 年 2 月 6 日改正)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則（令和2年3月30日改正）**

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則（令和2年12月2日改正）****（施行期日）**

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

**（経過措置）**

- 2 経済学研究科経済学専攻及び地域公共政策専攻、経営学研究科経営学専攻、会計研究科会計専門職専攻、経営研究科経営専門職専攻、物質理學研究科物質科学専攻、生命理學研究科生命科学専攻、看護学研究科共同災害看護学専攻、応用情報科学研究科応用情報科学専攻並びにシミュレーション学研究科シミュレーション学専攻は、第2条第1項及び第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 令和3年度から令和6年度までにおける経済学研究科経済学専攻及び地域公共政策専攻、経営学研究科経営学専攻、会計研究科会計専門職専攻、経営研究科経営専門職専攻、社会科学研究科経済学専攻、経営学専攻、グローバルビジネス専攻、会計専門職専攻及び経営専門職専攻、物質理學研究科物質科学専攻、生命理學研究科生命科学専攻、理学研究科物質科学専攻及び生命科学専攻、看護学研究科共同災害看護学専攻、応用情報科学研究科応用情報科学専攻、シミュレーション学研究科シミュレーション学専攻並びに情報科学研究科データ計算科学専攻の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程名	収容定員			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経済学研究科	経済学専攻	博士前期課程	10	—	—	—
		博士後期課程	10	5	—	—
	地域公共政策専攻	博士前期課程	10	—	—	—
経営学研究科	経営学専攻	博士後期課程	12	6	—	—
会計研究科	会計専門職専攻	専門職学位課程	40	—	—	—
経営研究科	経営専門職専攻	専門職学位課程	45	—	—	—
社会科学研究科	経済学専攻	博士前期課程	15	30	30	30
		博士後期課程	5	10	15	15
	経営学専攻	博士前期課程	5	10	10	10
		博士後期課程	5	10	15	15
	グローバルビジネス専攻	修士課程	6	12	12	12
	会計専門職専攻	専門職学位課程	20	40	40	40
	経営専門職専攻	専門職学位課程	45	90	90	90
物質理学研究科	物質科学専攻	博士前期課程	32	—	—	—
		博士後期課程	22	11	—	—
生命理学研究科	生命科学専攻	博士前期課程	28	—	—	—
		博士後期課程	18	9	—	—
理学研究科	物質科学専攻	博士前期課程	32	64	64	64
		博士後期課程	11	22	33	33
	生命科学専攻	博士前期課程	28	56	56	56
		博士後期課程	9	18	27	27
看護学研究科	共同災害看護学専攻	一貫制博士課程	8	6	4	2
応用情報科学研究科	応用情報科学専攻	博士前期課程	40	—	—	—
		博士後期課程	20	10	—	—
シミュレーション学研究科	シミュレーション学専攻	博士前期課程	20	—	—	—
		博士後期課程	8	4	—	—
情報科学研究科	データ計算科学専攻	博士前期課程	60	120	120	120
		博士後期課程	14	28	42	42

## 附 則（令和4年3月29日改正）

### （施行期日）

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

### （経過措置）

2 令和5年度における情報科学研究科データ計算科学専攻博士前期課程の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程
		令和5年度
情報科学研究科	データ計算科学専攻	140

## 附 則（令和4年12月22日改正）

### （施行期日）

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年度における社会科学研究科経済学専攻及びグローバルビジネス専攻博士前期課程の収容定員は、第2条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程
		令和5年度
社会科学研究科	経済学専攻	27
	グローバルビジネス専攻	15

## 兵庫県立大学学位規程

### (趣旨)

**第1条** 学位規則（昭和28年文部省令第9号）に基づき兵庫県立大学（以下「本学」という。）が授与する学位については、兵庫県立大学学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第75号）第29条第2項及び兵庫県立大学大学院学則（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第76号）第30条第4項の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

### (学位)

**第2条** 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び修士（専門職）とし、その専攻分野の種類は、別表第1のとおりとする。

### (学位授与の要件)

**第3条** 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。

- 2 修士の学位は、本学の研究科の修士課程及び博士前期課程（以下「前期課程」という。）を修了した者に授与する。
- 3 博士の学位は、本学の研究科の博士後期課程（以下「後期課程」という。）又は一貫制博士課程を修了した者に授与する。
- 4 前項に規定するもののほか、博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与することができる。
  - (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。
  - (2) 研究科において行う博士論文の審査及び最終試験に合格したこと。
- 5 修士（専門職）の学位は、本学の研究科の専門職学位課程を修了した者に授与する。
- 6 前各項の規定により授与する学位記は、様式第1号から様式第8号までのとおりとする。

### (在学者の学位論文提出手続)

**第4条** 研究科に在学する者が、学位論文を提出しようとするときは、研究科長に提出するものとする。

- 2 前項の規定に基づき、修士又は博士の学位の授与に係る学位論文を提出しようとする者は、各研究科の定めるところにより必要書類その他の資料を提出しなければならない。

**(在学者の学位論文の審査)**

**第5条** 研究科長は、学位論文の提出があったときは、研究科教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において、研究科の教員のうちから3名以上の審査委員を選定して学位論文の審査を行わせるものとする。ただし、共同災害看護学専攻の学位論文の審査については別途定める。

- 2 教授会等において審査のため必要があると認めるときは、前項の審査委員のほか、他の大学院等の教員等を審査委員に加えることができる。
- 3 修士論文は、提出者の在学期間に審査を終了するものとする。
- 4 博士論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議決により審査期限を延長することができる。

**(在学者の最終試験)**

**第6条** 審査委員（前条第2項の規定による審査委員を含む。）は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、筆記又は口頭により最終試験を行う。ただし、共同災害看護学専攻の最終試験の実施については別途定める。

**(博士課程を経ない者の学位論文の提出手続)**

**第7条** 第3条第4項の規定に基づき授与される博士の学位の申請をしようとする者が、学位論文を提出しようとするときは、第4条第2項に規定する必要書類その他の資料に別に定める学位論文審査料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

**(博士課程を経ない者の学位論文の審査及び最終試験)**

**第8条** 学長は、前条の規定による学位論文の提出があったときは、研究科長にその審査を付託し、研究科長は、第5条の規定に準じて学位論文の審査を、第6条の規定に準じて最終試験を行わせるものとする。

**(博士課程を経ない者の学力の確認)**

**第9条** 第7条の規定による学位論文の提出があったときは、教授会等は、学位申請者の学力の確認を行うため3名以上の委員を選び、これを行わせるものとする。

- 2 学力の確認は、筆記又は口頭による試験の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行い得る場合は、試験を省略することができる。
- 3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他の資料を提出させことがある。
- 4 教授会等が学力の確認の議決をする場合には、第12条第2項の規定を準用する。

**(退学者の学位論文の提出手続、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認)**

- 第 10 条** 研究科の後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が学位の授与を受けようとするときは、前 3 条の規定による。ただし、退学後 1 年以内に学位論文を提出した者は、課程博士申請者に準じて取り扱う。
- 2 前項本文に該当する者が、退学後 5 年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、課程博士申請者と同等以上の学力を有するものとみなす。

**(学位論文及び審査料の不返還)**

- 第 11 条** 提出された学位論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

**(学位授与の審議)**

- 第 12 条** 研究科長は、研究科の修士課程、前期課程及び後期課程に在学する者及び第 10 条第 1 項ただし書の規定による在学者とみなされる者にあっては、学位論文の審査及び最終試験の結果報告に基づいて、第 9 条の規定により学力を確認された者及び第 10 条第 2 項の規定により後期課程を修了した者と同等以上の学力を有する者とみなされた者にあっては、学位論文の審査及び最終試験の結果報告に基づいて、教授会等において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。
- 2 研究科長は、研究科の専門職学位課程に在学する者にあっては、研究科規程に従つて修了所要単位以上を修得した者について、教授会等において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。
- 3 前 2 項の規定に基づき審議を行う教授会等は、構成員の 3 分の 2 以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、投票の方法により、出席者の 3 分の 2 以上の賛成があることを要する。

**(審議結果の報告)**

- 第 13 条** 研究科長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による教授会等の審議結果に基づき、次に掲げる事項を記載した書類を学長に提出しなければならない。
- (1) 授与しようとする学位の種類
  - (2) 授与しようとする年月日
  - (3) 審議対象者の氏名及び学位の授与に関する教授会等の意見
  - (4) 博士の場合にあっては、第 3 条第 3 項又は第 4 項のいずれの規定によるかの別
  - (5) 博士の場合にあっては、学位論文の審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(学位の授与)

- 第 14 条** 学長は、前条の規定による報告に基づき学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべきものと決定した者にあっては、学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できないと決定した者にあっては、その旨を通知する。
- 2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

- 第 15 条** 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から 3箇月以内にその学位論文の内容の要旨及び学位論文の審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

- 第 16 条** 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から 1年以内にその学位論文をインターネットの利用により公表しなければならない。ただし、既にインターネットの利用により公表したときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、教授会等の承認を受けて当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものernetの利用による公表とすることができる。この場合において、学長は、当該論文の全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称)

- 第 17 条** 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、兵庫県立大学の文字を付記するものとする。また、学位記の英語名称については、別表第 2 のとおりとする。

(学位の取消し)

- 第 18 条** 学長は、修士、博士及び修士（専門職）の学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、教授会等の意見を聴いた上で、学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。
- (1) 不正の方法により学位を受けたことが判明したとき。
  - (2) 学位を授与された者に、その名誉を汚す行為があったとき。
- 2 教授会等において前項の議決を行う場合は、構成員（海外出張中及び長期療養中の者を除く。）の 3 分の 2 以上の出席を必要とし、かつ、出席者の 4 分の 3 以上の賛成がなければならない。

(学位記の再交付)

- 第 19 条** 学位記の再交付を受けようとするときは、その理由を添え、学長に申請しなければならない。

(補則)

**第 20 条** この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、各学部又は各研究科において別に定める。

**附 則**

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (平成 27 年 2 月 12 日改正)**

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (平成 28 年 3 月 23 日改正)**

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (平成 29 年 3 月 31 日改正)**

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (平成 31 年 2 月 6 日改正)**

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (令和 3 年 1 月 27 日改正)**

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (令和 4 年 12 月 21 日改正)**

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

## 1 学士の学位に付記する専攻分野の種類

学 部	専攻分野の種類
経済学部	経済学
経営学部	経営学
国際商経学部	経済学又は経営学
社会情報科学部	社会情報科学
工学部	工学
理学部	理学
環境人間学部	環境人間学
看護学部	看護学

## 2 修士の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専攻分野の種類
経済学研究科	経済学
社会科学研究科	経済学、経営学又は国際経営学
工学研究科	工学
物質理学研究科	理学
生命理学研究科	理学
理学研究科	理学
環境人間学研究科	環境人間学
看護学研究科	看護学
応用情報科学研究科	応用情報科学
シミュレーション学研究科	シミュレーション学
情報科学研究科	情報科学
地域資源マネジメント研究科	学術
減災復興政策研究科	学術

## 3 博士の学位に付記する専攻分野の種類

研 究 科	専攻分野の種類
経済学研究科	経済学
経営学研究科	経営学
社会科学研究科	経済学又は経営学
工学研究科	工学
物質理学研究科	理学
生命理学研究科	理学
理学研究科	理学
環境人間学研究科	環境人間学
看護学研究科	看護学
応用情報科学研究科	応用情報科学
シミュレーション学研究科	シミュレーション学

情報科学研究科	情報科学
地域資源マネジメント研究科	学術
減災復興政策研究科	学術

4 修士（専門職）の学位に付記する専攻分野の種類

研究科	専攻分野の種類
会計研究科	会計
経営研究科	経営管理又はヘルスケア・マネジメント
社会科学研究科	会計、経営管理又はヘルスケア・マネジメント
緑環境景観マネジメント研究科	緑環境景観マネジメント

## 別表第2（第17条関係）

## 1 学士

学 部	学位の英語名称
経済学部	Bachelor of Economics
経営学部	Bachelor of Business Administration
国際商経学部	Bachelor of Economics 又は Bachelor of Business Administration
社会情報科学部	Bachelor of Social Information Science
工学部	Bachelor of Engineering
理学部	Bachelor of Science
環境人間学部	Bachelor of Human Science and Environment
看護学部	Bachelor of Science in Nursing

## 2 修士

研 究 科	学位の英語名称
経済学研究科	Master of Economics
社会科学研究科	Master of Economics、 Master of Arts in Business Administration 又は Master of Global Business Administration
工学研究科	Master of Engineering
物質理学研究科	Master of Science
生命理学研究科	Master of Science
理学研究科	Master of Science
環境人間学研究科	Master of Human Science and Environment
看護学研究科	Master of Science in Nursing
応用情報科学研究科	Master of Applied Informatics
シミュレーション学研究科	Master of Simulation Studies
情報科学研究科	Master of Information Science
地域資源マネジメント研究科	Master of Philosophy
減災復興政策研究科	Master of Philosophy

## 3 博士

研 究 科	学位の英語名称
経済学研究科	Doctor of Philosophy in Economics
経営学研究科	Doctor of Philosophy in Business Administration
社会科学研究科	Doctor of Philosophy in Economics 又は Doctor of Philosophy in Business Administration
工学研究科	Doctor of Engineering
物質理学研究科	Doctor of Science
生命理学研究科	Doctor of Science
理学研究科	Doctor of Science
環境人間学研究科	Doctor of Human Science and Environment

看護学研究科	Doctor of Philosophy in Nursing
応用情報科学研究科	Doctor of Philosophy in Applied Informatics
シミュレーション学研究科	Doctor of Simulation Studies
情報科学研究科	Doctor of Information Science
地域資源マネジメント研究科	Doctor of Philosophy
減災復興政策研究科	Doctor of Philosophy

#### 4 修士（専門職）

研究科	学位の英語名称
会計研究科	Master of Professional Accountancy
経営研究科	Master of Business Administration 又は Master of Healthcare Management
社会科学研究科	Master of Professional Accountancy、 Master of Business Administration 又は Master of Healthcare Management
緑環境景観マネジメント研究科	Master of Landscape Design and Management

## 様式第1号（第3条関係）

学 ○ 第×××××号	年 月 日	兵庫県立大学	印	本学○学部○○学科所定の 課程を修め本学を卒業した ので学士（○○学）の学位 を授与する	之印		学位記
					大	学	
				年 月 日生	氏	名	

## 様式第2号（第3条関係）

修 ○ 第×××××号	年 月 日	兵庫県立大学	印	本学大学院○○研究科○○専攻 の修士課程において所定の単位 を修得し学位論文の審査及び 最終試験に合格したので修士 (○○) の学位を授与する	之印		学位記
					大	学	
				年 月 日生	氏	名	

様式第3号（第3条関係）

		学 位 記	
		之 印	大 学
		年 月	氏
		日 生	名
<p>本学大学院○○研究科○○専攻 の博士課程において所定の単位 を修得し学位論文の審査及び 最終試験に合格したので博士 (○○) の学位を授与する</p>			
論文題目			
年 月 日			
印			
博 ○ 第 × × × × × 号			
兵庫県立大学			

様式第4号（第3条関係）

		学 位 記	
		之 印	大 学
		年 月	氏
		日 生	名
<p>本学に学位論文を提出し所定の 審査及び試験に合格したので 博士(○○) の学位を授与す る</p>			
論文題目			
年 月 日			
印			
論博 ○ 第 × × × × × 号			
兵庫県立大学			

様式第5号（第3条関係）

学 位 記	之 印	大 学
氏 名		
年 月 日	之 印	大 学
生 名		
年 月 日	之 印	大 学
生 名		

本学大学院○○研究科○○専攻の専門職学位課程において所定の単位を修得し課程を修了したので○○修士（専門職）の学位を授与する

兵庫県立大学

年 月 日

印

専○ 第×××××号

様式第6号（第3条関係）

学 位 記	之 印	大 学
氏 名		
年 月 日	之 印	大 学
生 名		
年 月 日	之 印	大 学
生 名		

兵庫県立大学大学院看護学研究科、高知県立大学大学院看護学研究科、東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科、千葉大学大学院看護学研究科及び日本赤十字看護大学大学院看護学研究科の共同災害看護学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（看護学）の学位を授与する

災害看護グローバルリーダー養成プログラム（Disaster Nursing Global Leader）を修了したことを証する

論文題目

兵庫県立大学

年 月 日

印

東京医科歯科大学

年 月 日

印

日本赤十字看護大学

年 月 日

印

千葉大学

年 月 日

印

高知県立大学

年 月 日

印

博看第×××××号

## 様式第7号（第3条関係）

University of Hyogo Hereby Confers upon <氏名> Date of Birth : <月><日>、<年> the Degree of Bachelor of Economics in Recognition of the Fulfillment of the Requirements in the School of Economics and Management	
<月><日>、<年>	
之 大 印 学	Signature <学長名英文サイン> President of University of Hyogo
B-〇〇 No. ×××××	

注記：国際商経学部グローバルビジネスコースの卒業生に対し、様式第1号による学位記に加えて授与する。

## 様式第8号（第3条関係）

University of Hyogo Hereby Confers upon <氏名> Date of Birth : <月><日>、<年> the Degree of Master of Global Business Administration in Recognition of the Fulfillment of the Requirements and Successful Completion of a Master's Thesis in the Department of Global Business, Graduate School of Social Sciences	
<月><日>、<年>	
之 大 印 学	Signature <学長名英文サイン> President of University of Hyogo
M-GBSS No. ×××××	

注記：社会科学研究科グローバルビジネス専攻の修了生に対し、様式第2号による学位記に加えて授与する。

平成25年兵庫県立大学環境人間学研究科規程第1号

**兵庫県立大学環境人間学研究科規程**

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院学則（平成25年法人規程第76号。以下「大学院学則」という。）に基づき、兵庫県立大学大学院環境人間学研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程及び履修方法等に関する必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第2条 兵庫県公立大学決裁規程（平成25年法人規程第6号）第4条に規定する専決事項として研究科長が専決するものについて、この規程においては、研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(研究科における教育研究上の目的)

第3条 本研究科は、環境と人間にに関する学際的、融合的なアプローチを通じて、新たな環境創造を担う高度な識見、研究力をもった人材の育成を教育理念としている。この理念の実現に向けて、人間学の基本に立ちながら、社会のニーズに応える高度な専門知識と問題発見能力を持ち、かつ環境に関する諸問題を体系的・総合的に分析・解明できる能力を有する専門職業人の養成を目的とする。

- 2 前期課程においては、諸専門の知識や情報を組織して問題解決に向かう研究態度を身につけた研究者としての能力を備え、さらに社会のニーズに応える高度の専門知識と総合的、実践的な問題発見・解決能力を身につけた人材の養成を目指す。
- 3 後期課程においては、環境人間学の学理と方法論をさらに深く科学的に考究するとともに、環境と人間のあり方を正しく理解し、環境問題に対して総合的で創造的な視点から対処しうる高度の研究能力を身につけた人材を養成する。

(部門)

第4条 大学院学則第2条第2項の規定による環境人間学専攻博士前期課程には、別表第1のとおり、環境人間学専攻博士後期課程には、別表第2のとおり部門をおく。

(授業科目及び単位数)

第5条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表第3及び別表第4のとおりとする。ただし、入学後、新たに開講される授業科目についても、履修及び修了所要単位数への算入を認めるものとする。

- 2 博士前期課程の授業科目の種別及び授業時間数等は次のとおりとする。  
講義、特別ゼミナールⅠ・Ⅱ、特別実験、健康スポーツ科学課題演習Ⅰ・Ⅱ、特別研究及び特別フィールド研究については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 3 博士後期課程の授業科目の種別及び授業時間数等は、次のとおりとする。  
環境人間学特別演習及び環境人間学特別研究については、15時間の授業をもって1単位とする。

(他大学院等における修得単位の認定)

第5条の2 研究科長は、大学院学則第11条及び兵庫県立大学他大学等における授業科目の履修規程に基づき、認定した単位数を別表第3及び別表第4に定める修了所要単位に算入することができる。

(指導教員)

第6条 各学生について指導教員を定める。

- 2 指導教員は、研究科委員会が認定した教授、准教授及び講師とする。ただし、博士後期課程については、教授及び准教授とする。
- 3 学生は、学修につき、指導教員の指導を受けなければならない。

(履修手続)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得たうえ、毎年度の所定の期日までに履修願を学務課に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する期日までに履修願を提出しなかった科目については、授業及び試験を受けることができない。

(単位認定)

第8条 履修認定は授業科目担当教員が行い、これに合格した学生に対しては、当該科目所定の単位を与える。

(他研究科、他学部及び学部の授業科目の履修)

第9条 学生は、他研究科、他学部又は環境人間学部の授業科目を履修しようとするときは、研究科長の許可を得なければならない。

- 2 研究科長は、前項の規定による履修については、関係研究科長、関係学部長又は環境人間学部長に協議しなければならない。
- 3 第1項の規定により、履修した授業科目のうち、研究科委員会等が相当と認めるものについては、修了所要単位数に算入することができる。ただし、学部の授業科目については、単位認定を行い単位取得一覧表に記載するが、修了所要単位数には算入しない。なお、履修登録は第7条に従うこと。

(他大学院学生の受入れ)

第10条 研究科長は、大学院学則第14条の規定により他の大学院生で本研究科における履修を願い出る者があるときは、研究科委員会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第11条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の意見を聴いた上で、学生が本研究科に入学する前に本学又は他大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、15単位を超えないものとする。ただし、第5条の2の規定により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて 20単位を超えないものとする。

(転学)

第12条 大学院学則第22条第1項の規定により、他の大学院に転学を希望する者は、転学許可願（様式第1号）を所定の期日までに学務所管課に提出し、研究科委員会の意見を聴いた上で、研究科長がこれを許可することができる。

- 2 大学院学則第22条第3項の規定により、本研究科に転学を希望する者は、転学許可願（様式第2号）を所定の期日までに学務所管課に提出し、本大学院において所定の選考に合格したうえで、研究科委員会の意見を聴いた上で、研究科長がこれを許可することができる。

- 3 前項の選考に関し、必要な事項は研究科委員会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

(転研究科)

第13条 研究科長は、大学院学則第23条の規定により、学生が他の研究科に転研究科を希望する旨を申し出たときは、転研究科許可願（様式第3号）を所定の期日までに学務所管課に提出させ、研究科委員会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

- 2 研究科長は、前項の規定により転研究科の許可をする場合にあっては、関係研究科長と協議しなければならない。
- 3 研究科長は、他の研究科の在学生で本研究科への転研究科を希望する者があるときは、転研究科許可願（様式第4号）を所定の期日までに学務所管課に提出させ、本大学院において所定

の選考に合格したうえで、研究科委員会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

4 前項の選考に関し、必要な事項は研究科委員会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

#### 第14条 削除

(成績の評価)

第15条 授業の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して、次の基準により評価する。

- (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

2 合格した科目については、再評価しない。

3 休学期間に開講されている科目については、その単位を認めない。

4 修士論文、博士論文及び最終試験の評価は、合格又は不合格をもって表す。

(修士論文及び博士論文)

第16条 所定の期間在学した学生は、修士論文又は博士論文を提出することができる。

2 大学院学則第25条第3項及び第27条第3項の規定による修士論文又は博士論文の提出期限、審査の方法その他学位の授与に関する事項は、学位規程に従う。

(最終試験)

第17条 大学院学則第25条第3項及び第27条第3項の規定による最終試験は、所定の単位を修得し、前条に規定する修士論文又は博士論文を提出したものについて行う。

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第18条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による専修免許状を取得しようとする者は、基礎免許状取得のための要件を満たしたうえで、別表第5に定める科目のうち、同法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を取得しなければならない。

2 本研究科において取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

基礎免許状	免許状の種類	免許教科
中学校教諭 1種免許状	中学校教諭 専修免許状	保健体育
高等学校教諭 1種免許状	高等学校教諭 専修免許状	保健体育
栄養教諭 1種免許状	栄養教諭 専修免許状	—

(環境人間学部学生による授業科目の受講)

第19条 環境人間学部規程（平成25年兵庫県立大学環境人間学部規程第1号）第13条の規定により本学環境人間学部学生が受講できる博士前期課程授業科目は、研究科委員会の意見を聴いた上で、研究科長が指定する。

2 前項において指定した科目の修得単位は、入学後本研究科の修得単位として認める。

(補則)

第20条 この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月11日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月20日改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月15日改正）

この規程は、令和3年9月15日から施行する。

附 則（令和4年2月16日改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月21日改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 博士前期課程

専攻名	部門名
環境人間学専攻	人間環境部門
	社会環境部門
	共生博物部門

別表第2 博士後期課程

専攻名	部門名
環境人間学専攻	人間環境部門
	社会環境部門

別表第3 博士前期課程

(令和6年4月1日現在)

部門	講 義 名	配当年次	単位数	備 考
人間環境部門	トレーニング特論	1・2	2	
	健康発達特論	1・2	2	
	近現代象文化特論	1・2	2	
	環境英語表現特別演習	1・2	2	
	多文化共生教育特論	1・2	2	
	臨床心理学特論	1・2	2	
	食品科学特論	1・2	2	
	生命環境特論	1・2	2	
	ライフステージ栄養学特論	1・2	2	
	実践栄養学特論	1・2	2	
	地域教育政策特論	1・2	2	
	人間学特論	1・2	2	
	言語学特論	1・2	2	
	生涯スポーツ教育特論	1・2	2	
	アメリカ研究特論	1・2	2	
	家族法特論	1・2	2	
	教育原論特論	1・2	2	
	英語圏文化研究特論	1・2	2	
	比較言語・文化特論	1・2	2	
	生涯発達心理学特論	1・2	2	
	生徒指導実践特論	1・2	2	
社会環境部門	生態情報学特論	1・2	2	
	環境社会学特論	1・2	2	
	言語社会分析特論	1・2	2	
	防災心理・教育学特論	1・2	2	
	都市計画特論	1・2	2	
	建築意匠特論	1・2	2	
	地域コミュニティ特論	1・2	2	
	農村計画特論	1・2	2	
	環境経済・政策特論	1・2	2	
	大気科学特論	1・2	2	
	住環境学特論	1・2	2	
	住宅計画特論	1・2	2	
	建築・インテリア設計特論	1・2	2	
	建築計画特論	1・2	2	
	水圏環境学特論	1・2	2	
	福祉社会学特論	1・2	2	
	森林生態学特論	1・2	2	
	環境画像解析特論	1・2	2	
	環境動態解析学特論	1・2	2	
	建築防災学特論	1・2	2	
	地域プロジェクト特論	1・2	2	
	建築設計インターンシップ I	1	4	通年授業
	建築設計インターンシップ II	2	4	通年授業

	ランドスケープ計画特論	1・2	2	
	進化生態学特論	1・2	2	
	個体群生態学特論	1・2	2	
	まちづくり特論	1・2	2	
	古生物学特論	1・2	2	
共 生 博 物 部 門	ワイルドライフマネジメント特論	1・2	2	
	植物生態学特論	1・2	2	
	系統分類学特論	1・2	2	
	植生学特別演習	1・2	2	
	保全生態学特論	1・2	2	
	野生動物管理フィールド特別演習	1・2	2	
	分子生態学特論	1・2	2	
	ランドスケープ保全特論	1・2	2	
	国土空間学特論	1・2	2	
	海洋生物生態学特論	1・2	2	
	種生物学特論	1・2	2	
	地球環境進化学特論	1・2	2	
	植物分類学特論	1・2	2	
	基礎昆虫学特論	1・2	2	
	リサーチトレーニング特論	1・2	2	
	医療健康工学概論	1・2	2	先端医療工学研究所共通科目(10単位を上限として修了所要単位に含まれる)
	人間健康科学特論	1・2	2	
	臨床食環境栄養特論	1・2	2	
	看護と保健政策	1・2	2	
	病院情報システム特論	1・2	2	
	デジタルヘルス	1・2	2	
	データヘルス	1・2	2	
	スポーツマネジメント研究	1・2	2	共通開設科目 (修了要件単位に含む)
	バイオメカニクス	1・2	2	
	コミュニティ・プランナー方法論	1・2	2	CP共通科目(修了所要単位に含めない)
	コミュニティ・プランナー方法論実践	1・2	2	
	産学連携実践講義	1・2	2	修了所要単位に含めない 必修
	特別ゼミナール(前期) I	1	2	
	特別ゼミナール(後期) I	1	2	特別ゼミナール(前期) II、(後期) IIもしくは特別実験(前期)、(後期)もしくは健康スポーツ科学課題演習 I、IIのどちらを選択すること
	特別ゼミナール(前期) II	1	2	
	特別ゼミナール(後期) II	1	2	
	特別実験(前期)	1	2	
	特別実験(後期)	1	2	
	健康スポーツ科学課題演習 I	1・2	2	
	健康スポーツ科学課題演習 II	1・2	2	
	特別研究(前期)	2	4	一般の院生は特別研究、社会人院生で職場等における研究課題をもった学生は特別フィールド研究を選択すること
	特別研究(後期)	2	4	
	特別フィールド研究 I	1後又は2前	3	
	特別フィールド研究 II	1後又は2前	3	
	特別フィールド研究 III	2	4	

<修了のための条件>

- 1 修得単位数は30単位以上
- 2 必要単位数を6単位まで、他研究科開講科目から修得することが可能
- 3 特別ゼミナール I 4単位修得
- 4 特別ゼミナール II 又は特別実験又は健康スポーツ科学課題演習 I II 4単位修得
- 5 特別研究8単位又は特別フィールド研究10単位修得
- 6 修士論文中間発表を終えていること。
- 7 必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。

別表第4 博士後期課程

部 門	授業科目の名称	開講年次	単位数又は時間数		備 考
			必修	選択	
人間環境・社会環境 部門	環境人間学特別演習	1・2	4		
	環境人間学特別研究	2・3	6		
	产学連携実践講義	1		2	修了所要単位に含めない
	ジョブ型研究インターンシップ	指定なし		2	修了所要単位に含めない

## &lt;修了のための条件&gt;

- 1 環境人間学特別演習を4単位以上修得し、かつ、環境人間学特別研究を6単位以上修得し、合計10単位以上修得すること。
- 2 博士論文中間発表を終えていること。
- 3 必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。

別表第5(第18条関係)

## 保健体育

科目区分	授業科目の名称	開講年次	単位数		備 考
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	健康スポーツ科学課題演習 I	1・2	2		選択科目から14単位選択必修
	健康スポーツ科学課題演習 II	1・2	2		
	健康発達特論	1・2	2		
	トレーニング特論	1・2	2		
	生涯スポーツ教育特論	1・2	2		
	スポーツマネジメント研究	1・2		2	
	バイオメカニクス	1・2		2	
	地域教育政策特論	1・2		2	
	多文化共生教育特論	1・2		2	
	防災心理・教育学特論	1・2		2	
	生涯発達心理学特論	1・2		2	
	教育原論特論	1・2		2	
	臨床心理学特論	1・2		2	
	生徒指導実践特論	1・2		2	
	人間学特論	1・2		2	

別表第5(第18条関係)

## 栄養教諭

科目区分	授業科目的名称	開講年次	単位数		備 考
			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	ライフステージ栄養学特論	1・2	2		選択科目から14単位選択必修
	実践栄養学特論	1・2	2		
	食品科学特論	1・2	2		
	生命環境特論	1・2	2		
	臨床食環境栄養特論	1・2	2		
	地域教育政策特論	1・2		2	
	多文化共生教育特論	1・2		2	
	防災心理・教育学特論	1・2		2	
	生涯発達心理学特論	1・2		2	
	教育原論特論	1・2		2	
	臨床心理学特論	1・2		2	
	生徒指導実践特論	1・2		2	
	人間学特論	1・2		2	

令和 5 年兵庫県立大学環境人間学研究科規程第 2 号

兵庫県立大学環境人間学研究科における学修目的および学修内容に関する規程

第 1 条 兵庫県立大学環境人間学研究科規程第 20 条に基づき、環境人間学専攻における学修目的と内容(学位の専門性・学問領域・研究結果等の内容を分類したもの)を表 1 のとおり定める。

(表 1)

人間科学・文化	生涯にわたる人の育ちや心身の健康への理解を深めること、また言語や文化の視点から日本や世界を多角的に捉えることで、より望ましい人間の生き方とは何かについて学術的に学修。
公共政策	公共政策分野における研究・実践を担える人材育成を目指し、社会科学の知見や方法論をベースに、都市・農村計画学等を組み合わせて学際的に学修。
建築・都市	建築に関わる専門家の育成を目指し、環境と人間、建築意匠、インテリア計画、住宅計画、建築計画、都市計画を学修。
自然・環境	自然環境（地圏・水圏・大気圏・生物圏）中の諸現象の解明を目指し、フィールド観測や環境計測、情報処理技術をベースとしたデータ採取、解析手法を学修。
食環境栄養	食と健康に関わる場（保健・医療・福祉・行政・教育・企業・研究機関など）における実践・研究に必要な科学的思考力・研究力を修得するため、栄養学の基礎または応用分野の高度な専門知識と実践力を学修。
共生博物	県立人と自然の博物館や兵庫県森林動物研究センターの研究施設を活用し、身近な自然をフィールドとして実践的に研究し、生物多様性の保全と持続的利用の観点から、望ましい人と自然の関係構築を考究し、実践できる力量を学修。
先端医療工学	健康、医療、看護、栄養に関する諸問題の解決に資する専門知識と技術を習得し、人々の健康と生活の質向上を目指した社会への提言につなげる能力を学修。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 2 月 21 日改正）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## R6年度履修の手引きから関連箇所抜粋

### ディプロマポリシー(DP)・カリキュラムポリシー(CP)について

#### 1. 卒業認定・学位授与方針(ディプロマポリシー)

##### 【博士前期課程】

- (1) 諸専門の知識や情報を組織して問題解決に向かう研究態度を身につけている
- (2) 社会のニーズに応える高度の専門知識と総合的、実践的な問題発見・解決能力を身につけている

##### 【博士後期課程】

- (1) 環境人間学の学理と方法論をさらに深く科学的に考究できる能力を身につけている
- (2) 環境と人間のあり方を正しく理解し、環境に関する諸問題に対して総合的、創造的な視点から対処しうる高度の研究能力を身につけている

#### 2. 教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)

- (1) 博士前期・後期課程ともに、環境創造を担う高度な識見と、環境に関する諸問題を体系的・総合的に分析・解明できる研究力を身につけるために、指導教員による少人数指導を通じた綿密、かつ独創的な研究指導を実施する
- (2) 博士前期課程の1・2年次には、人間環境・社会環境・共生博物の各部門の専門科目を通じて、従来の学問領域の枠にとらわれない幅広い知識について学ぶために、リサーチトレーニング特論、および人間環境・社会環境・共生博物の各部門の専門科目を提供する
- (3) 博士前期課程の1年次には、専門とする研究領域の基礎的知識、およびその研究方法論について指導教員より学ぶために、特別ゼミナールⅠ(前期)、特別ゼミナールⅠ(後期)、特別ゼミナールⅡ(前期)、特別ゼミナールⅡ(後期)、特別実験(前期)、特別実験(後期)、健康スポーツ科学課題演習ⅠⅡ、特別フィールド研究Ⅰを提供する
- (4) 博士前期課程の2年次には、専門とする研究領域の応用的知識、およびその研究方法論について指導教員より学ぶために、特別研究(前期)、特別研究(後期)、特別フィールド研究Ⅱ、特別フィールド研究Ⅲを提供する
- (5) 博士後期課程では、次世代における環境学、人間学分野における指導的人材にとって必要な専門的知識、およびその研究方法論について指導教員より学ぶために、環境人間学特別演習、環境人間学特別研究、産学連携実践講義を提供する
- (6) 博士前期・後期の両課程を通じて、姫路環境人間キャンパス、自然・環境科学研究所をベースとして、県全体を学習の場とする新たな学問的知見について学べる機会と場を設置する
- (7) 学修成果の評価は、試験、レポート、参加度、発表内容、論文の審査結果等により、学修目標に即して多面的な方法で行う

# 第1章 履修に關すること

## 【博士前期課程】

### (1) 授業科目と修了要件について

環境人間学研究科博士前期課程において開講する授業科目は、7～10ページの「開講科目一覧表」等のとおりです。

各授業科目の講義内容は、学内LANを利用したWEB履修登録システム「ユニバーサルパスポート」または兵庫県立大学HP(<http://www.u-hyogo.ac.jp/edu/index.html>)に掲載されているシラバスより確認してください。

博士前期課程ゼミナール関係については、11～20ページにより確認してください。

修了要件は、以下のとおりです。

### 【修了条件】※P6を参照

本研究科博士前期課程に2年以上在学し、次の1～6または1～7の要件を満たすこと。

#### 【一般学生・社会人学生共通】※社会人学生については、特別フィールド研究を選択しない場合

1. 30単位以上(授業科目から14単位以上)を修得すること。
2. 1年次に特別ゼミナール(前期) I・(後期) I を修得すること(必修)。
3. 1年次に特別ゼミナール(前期) II・(後期) II、または特別実験(前期)・(後期)、または健康スポーツ科学課題演習 I II を修得すること(選択必修)。
4. 2年次に特別研究(前期)・(後期)を修得すること(必修)。
5. 修士論文中間発表を終えていること(8月及び2月頃開催予定)。
6. 必要な研究指導を受けた上で、定められた期限までに修士論文を提出し、審査及び最終試験に合格すること。

#### 【特別フィールド研究を選択する社会人学生の場合】※特別フィールド研究は社会人学生のみ選択可能

1. 30単位以上(授業科目から12単位以上)を修得すること。
2. 1年次に特別ゼミナール(前期) I・(後期) I を修得すること(必修)。
3. 1年次に特別ゼミナール(前期) II・(後期) II、または特別実験(前期)・(後期)、または健康スポーツ科学課題演習 I II を修得すること(選択必修)。
4. 1年次の後期に特別フィールド研究 I (10月入学の場合は II)を修得すること(必修)。
5. 2年次に特別フィールド研究 II・III (10月入学の場合は I・III)を修得すること(必修)。
6. 修士論文中間発表を終えていること(8月及び2月頃開催予定)。
7. 必要な研究指導を受けた上で、定められた期限までに修士論文を提出し、審査と最終試験に合格すること。

## 【注意点】

1. 特別フィールド研究(I、II、III)は、社会人学生のみ選択可。※条件等は6ページ参照
2. 産学連携実践講義については、修了所要単位数(30単位)に含めないので、注意すること。
3. オープン大学院(先端医療工学研究所)で開講される科目のうち、修了所要単位数に含まれる科目は決まっているため、必ず開講科目一覧表を確認すること。(原則オンライン配信であるが、履修登録をする前に授業形態を確認すること)
4. 所定の手続きのうえ、許可された場合は、他研究科開講科目から6単位までを修得することができる。  
希望する場合は事前に学務課に申し出ること。
5. 履修の順序については、6ページの「入学時期(4月・10月)別にみた特別ゼミナール等の履修順序」を参考にすること。  
特に、10月入学生は、前期・後期と書かれた科目の履修順序が逆になることがあるので、よく確認すること。
6. 不明な点があれば、速やかに学務課に問い合わせること。問い合わせや確認なく、履修登録期間後になってから登録できなかった、等の異議を申し立てることは出来ないので、注意すること。

## (2) 履修願・履修登録手続きについて

履修登録、修正、削除、論文発表会その他の連絡は、メールにて通知しますので、必ず登録のうえ、定期的に確認してください。

なお、下記記載内容は令和6年4月1日現在のものです。登録内容や様式等に変更があった場合も、メールにて通知しますので、メールの内容をよく確認して下さい。

履修登録については、開講科目一覧表、時間割、シラバス等を見てよく検討し、指導教員に相談し、承認と押印を受けた科目を、マニュアルに従ってユニバーサルパスポートへ登録すると同時に、履修登録シートを学務課に提出してください。

### 【履修の注意点】

①新規履修登録は、年1回、4月上旬の所定期間内(10月入学生は年度をまたぐため、半期ごとに年2回、新規登録が必要)に行ってください。

②登録期間及び登録方法は、4月及び10月初旬頃の登録日開始前にメールへの通知(提出様式もメールに添付)によりお知らせします。

③履修登録は、「ユニバーサルパスポート」によるシステムへの登録及び、「WEB履修登録シート」の学務課への提出の両方を必ず行って下さい。

④履修登録終了後は、各自「時間割表」を出力して確認をし、変更したい場合は、再度システムから変更処理をしてください。履修登録期間内であれば何度でも登録内容の変更は可能です。

⑤システムに登録した全科目が反映されているか、紙で提出した履修登録シートと内容が同じか等を、必ず履修登録期間内に再確認してください。システムエラーや入力ミス等により登録内容に問題があったとしても、登録期間後の変更は原則として認めていません。

\*システムでの履修登録が困難な場合は、必ず登録期限までに学務課に相談してください。

⑥「WEB履修登録シート」を学務課に提出してください。

\*登録シートは、履修登録案内通知メールに添付しています。両面印刷して、前期・後期分同時に記載し、指導教員の承認と押印を受けてから学務課に提出してください。

⑦4月に前期・後期分を同時に登録しますが、後期分については、10月にも修正・削除が可能です。

\*10月入学生は、4月及び10月それぞれ新規登録する必要があり、1年分を同時に登録出来ません。

⑧4月及び9月頃に修正期間及び提出様式をメールで通知しますので、履修内容を修正する場合は、期間内にシステムによる修正登録すると同時に、学務課へ履修登録シートを提出してください。

⑨5月頃及び11月頃に履修登録の削除(のみ)が可能な期間があります。期間前にメールにて通知(提出様式もメールに添付)します。

なお、履修登録した科目の削除については、ユニバーサルパスポートからのシステムによる取消は必要ありません。学務課への「履修登録シート(削除)」用紙の提出のみで受け付けます。

### 【学務課への提出書類】

提出書類	提出時期(目安)	備考
履修登録シート (新規登録) <u>※両面印刷</u>	4月入学者…4月 10月入学者…10月及び4月	・4月に前期・後期分の授業 <u>両方を登録・提出</u> する。 ・10月入学者は、半期分ずつ <u>年2回の登録・提出が必要</u> 。 ・ユニバーサルパスポートにも登録する。
履修登録シート (履修内容修正)	4月入学者…4月及び10月 10月入学者…10月及び4月	・後期分については、10月にも修正期間あり。 ・10月入学者は前期・後期分とも毎回修正が必要。 ・ユニバーサルパスポートにも登録する。
履修登録シート (履修内容削除)	4月入学者…5月及び11月 10月入学者…11月及び5月	・後期分については、11月にも削除期間あり。 ・10月入学者は、登録した半期分のみ削除すること。 ・ユニバーサルパスポートでの削除不可。紙提出のみ。
指導教員届(M-9)	入学時	・届出提出後、指導教員が変更になる場合は、すぐに学務課に相談のうえ、指導教員変更届を提出する。
研究指導計画書 (M-2)	4月入学者…4月 10月入学者…10月	・4月入学者は4月、10月入学者は10月に、学務課から案内及び様式配付をする。

\*履修登録だけでなく、入学時、2年目当初に提出が必要な書類があります。

メールにて通知しますので、確認のうえ、必ず期間内に提出してください。

\*提出時期、提出方法等はあくまで現時点での目安であり、変更する場合があるので、詳細については必ずメールを確認すること。

## (3) 入学時期(4月・10月)別にみた特別ゼミナール等の履修順序

## 【博士前期課程】

## 1. 一般の学生及び特別研究を選択した社会人学生

区分		必修(4単位)	選択必修(12単位)	授業科目(選択)
4月入学	1年目	4月 特別ゼミナール(前期) I (2単位)	特別ゼミナール(前期) II (2単位) または 特別実験(前期)(2単位) またはスポーツ科学課題演習 I (2単位)	14単位以上 (P7~P9)
		10月 特別ゼミナール(後期) I (2単位)	特別ゼミナール(後期) II (2単位) または 特別実験(後期)(2単位) またはスポーツ科学課題演習 II (2単位)	
	2年目	4月	特別研究(前期)(4単位)	
		10月	特別研究(後期)(4単位)	

区分		必修(4単位)	選択必修(12単位)	授業科目(選択)
10月入学	1年目	10月 特別ゼミナール(後期) I (2単位)	特別ゼミナール(後期) II (2単位) または 特別実験(後期)(2単位) またはスポーツ科学課題演習 II (2単位)	14単位以上 (P7~P9)
		4月 特別ゼミナール(前期) I (2単位)	特別ゼミナール(前期) II (2単位) または 特別実験(前期)(2単位) またはスポーツ科学課題演習 I (2単位)	
	2年目	10月	特別研究(後期)(4単位)	
		4月	特別研究(前期)(4単位)	

## 2. 特別フィールド研究を選択した社会人学生

区分		必修(4単位)	特別フィールド研究選択(14単位)	授業科目(選択)
4月入学	1年目	4月 特別ゼミナール(前期) I (2単位)	特別ゼミナール(前期) II (2単位) または 特別実験(前期)(2単位) またはスポーツ科学課題演習 I (2単位)	12単位以上 (P7~P9)
		10月 特別ゼミナール(後期) I (2単位)	特別ゼミナール(後期) II (2単位) または 特別実験(後期)(2単位) またはスポーツ科学課題演習 II (2単位)	
	2年目	4月	特別フィールド研究 I (3単位)	
		10月	特別フィールド研究 II (3単位)	

学生		必修(4単位)	特別フィールド研究選択(14単位)	授業科目(選択)
10月入学	1年目	10月 特別ゼミナール(後期) I (2単位)	特別ゼミナール(後期) II (2単位) または 特別実験(後期)(2単位) またはスポーツ科学課題演習 II (2単位)	12単位以上 (P7~P9)
		4月 特別ゼミナール(前期) I (2単位)	特別ゼミナール(前期) II (2単位) または 特別実験(前期)(2単位) またはスポーツ科学課題演習 I (2単位)	
	2年目	10月	特別フィールド研究 II (3単位)	
		4月	特別フィールド研究 III(A)(4単位)	

## 特別フィールド研究の選択について

(※)特別フィールド研究は、社会人学生等が職場等における研究課題を修士論文のテーマとする場合に適用される。

特別研究あるいは特別フィールド研究のどちらを履修するかは、指導教員と相談のうえ決定すること。

(※)社会人学生で、特別フィールド研究を選択した場合は、1年目後期に特別ゼミナールまたは特別実験と同時に、

特別フィールド研究 I (10月入学の場合はII)も履修登録すること。

# 環境人間学研究科 履修モデル(令和6年版 カリキュラムマップ)

